



傍聴席は満杯になった。可決後、多くの市民が花木議員の激励に駆け付けた。

花木則彰議員に対する懲罰動議を可決。自民、公明などが暴挙

民主主義は負けない。

こじつけの理由で花木議員に懲罰を科し、
議会で作った陳謝文を読み上げさせる

共産、社民、アメニティ仙台が 断固として反対。

自民党、公明党などは13日の市議会本会議で、日本共産党の花木則彰議員に対する懲罰動議を数の力で可決しました。理由にもならない理由で懲罰を科した前代未聞の暴挙です。花木議員に対し、議会が作成した陳謝文を読み上げさせました。

採決では日本共産党、社民党、アメニティ仙台（旧民主系）が反対しました。採決に先だち、花木議員は、弁明の申し立てを行い（別項）、日本共産党のふるくぼ和子議員、社民党の相沢和紀議員、アメニティ仙台の村上かずひこ議員が反対討論、公明党の佐藤幸雄議員が賛成討論を行いました。

この発端は、2月27日の予算委員会。自民党・わたなべ拓議員（太白区）が突然、「日本共産党は自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考え方」などと、異常な共産党攻撃を何度も繰り返しました。

これに対し日本共産党は、公党に対する誹謗中

傷だと抗議。わたなべ拓議員の発言を議事録から削除することなど求めました。しかし公正な対応がなされなかったため、日本共産党は、社民党と共同して、わたなべ拓議員に対する懲罰動議を提出。自民党、公明党などは、これを否決し、対抗する形で花木議員に対する懲罰動議を出し、今回強行したものです。

花木議員の 弁明発言

日本共産党の花木則彰議員が行った弁明申し立ては、以下の通りです。（全文）

私に対する懲罰動議に対して、弁明の機会が与えられましたので、同僚議員の皆さんと、市民の皆さんに、私には、懲罰を科される理由がないことを改めて申し上げます。

懲罰を科す理由は、「質疑者である太白区選

出・わたなべ拓議員を侮辱する行為が行われた」というものです。具体的には

- ① 質疑を妨げるような形で議事進行による動議により発言を求めた
- ② 「予算の委員会の質疑に関係ない」と断定して、質疑をやめさせるよう委員長に求めた
- ③ 連続して、大声で野次を飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行った、というものです。

私には、わたなべ拓議員を侮辱する意図もありませんし、その事実もありません。

懲罰委員会での質疑で、3つの理由すべてが成り立たないことが明らかになりました。

議会における議事進行動議は、議長に対したただちに処理する必要があるという原則のもと議員が行うものなので、審議中のどの段階でも「議事進行」の意思表示は行うことができます。議事進行の内容についての発言をいつ認めるかは、議長や委員長の判断です。

懲罰委員会でも録画もICレコーダーの音声データも皆さんで確認して、私の議事進行の意思表示は、わたなべ拓議員の質問を全く遮っていないことが明らかになったはずで、（裏面につづく）

(表面からのつづき)

わたなべ拓議員は、日本共産党は反社会的団体だとの前提で、外郭団体等の職員採用についてチェックせよと質問していました。さらに進んで、日本共産党について暴力革命の考えを持つ団体であるという前提に立って、市長に「暴力革命により転覆するような考え方」について質問をしました。前提が間違っている質問には答弁できないのが当然です。

市長が前提の認識が違くと答弁すると、「答えになっていない」「暴力革命により転覆するような考え、これに市長ご自身は、お親しみになるお考えなのか」「みずからの党派を支える、党派の中樞をなす考えとして、お受入れになっているのかどうか。」と質問を重ねました。これは、何らかの質問にあたって自らの考えを披歴するというものではなく、日本共産党に対する誹謗中傷を目的としたものです。

私は、答弁できないような質問をして、さらに「答えになっていない」と繰り返すことは、委員長によって議事の整理が必要との立場から、繰り返しが明らかになった時点で「議事進行」の意思表示を委員長に対して行いました。委員長の議事整理が、市長の答弁の前におこなわれるべき問題だったと今でも考えています。

「委員長、議事進行」の意思表示を私は行いましたが、わたなべ委員の質問は、コンマ1秒も停まっておらず、何の妨げもなく進んだことが動画でも音声データでも確認できます。

質問者が着席したのち、委員長から「花木委員」と指名があり、私が議事進行の内容を説明しています。この委員長の指名と私の内容の説明も、質問を遮っていないことが議事録と録画で確認されました。

私に続いて議事進行をかけた宮城野区選出の渡辺博議員が「質問の途中で議事進行を認めた」かのように話され委員長の見解を求めています。そのため、委員長は「質疑を続けてください」と促しましたが、質問者の太白区選出・わたなべ拓議員は先ほどと同じ質問を繰り返したただけでした。

質問は委員長によってもさえぎられていなかったのです。

一つ目の「質疑を妨げるような形で議事進行による動議により発言を求めた」が成り立たないと見るや、私の議事進行でわたなべ拓議員が「おびえた」と言っていると別の理由を持ち出しています。ルールに基づいて出した議事進行動議が、出された議員が「おびえた」からということで懲罰の対象になるなど考えられません。また、この後の様子を録画で見ても、とても「おびえた」ようには見えません。提出者は「顔に出せない、内心と見た目は一致しない」などと主張したそうですが、懲罰理由の事実があったどうかの検証に値しない議論です。

二つ目に、この時の私の議事進行動議の内容は、「事実に基づかない質疑はやめてほしい」として、委員長に議事の整理を求めているものです。議事の整理の方法として、予算案の審査に必要な内容なのかどうかで整理をしてほしいと願っているものです。

そもそも、議事進行動議は議事の進め方について意見を述べ、議長や委員長の対応を求めるものです。現に、懲罰委員会の審議においても、各委員から旺盛な議事進行が行われていましたし、他の委員の発言の途中で手をあげたり、内容も「質問の中味について不毛の論議になりつつあると思うが、委員長の考えを確認したい」などというものもありました。これまでの仙台市議会において、「議題と関係ない」と議事整理を求める議事進行動議も度々あります。提出者は、私の議事進行動議のどこが問題なのか指摘できていません。議事進行をかけたことを懲罰の理由とすること自体、ありえないことです。

野次の問題では、私がわたなべ拓議員を侮辱する内容の野次をしていたのか、提出者は明らかにしていません。私が「大きな声で連続して野次を飛ばした」という事実さえ、録画でも音声データでも確認できていません。

私が何らかの野次を行ったとしても、質問内容

のあまりのひどさに、思わず声を上げたという類いのことであり、妨害の意図をもっていただけではありません。また、質疑を妨げるほどの大声で連続して行われていたとすれば、委員長が「静粛に」と求めるなどしたはずで、委員長から私への注意などは一度もありませんでした。

ある委員から「花木議員の議事進行の後、怒号の様な声上がり、質問者の発言が聞こえなくなった」との主張もありましたが、その騒然とした状況には、私は全く加わっていません。「議事進行」の意思表示を行って委員長の指名を待っている時ですから大人しく黙っていました。

以上のことから、私に対する懲罰動議は、その提出理由の客観的な説明はされませんでした。懲罰動議は「事件のあった日から3日以内に提出されなければならない」とされているように、どの事件にたいする懲罰なのかは必要要件です。要件を欠く動議は、取り下げるか否決されるべきものです。

提出者は、3日以内の事件に限るという原則をふまえない、悪あがきとも言える主張を行いました。「普段からの不規則発言」を理由にした意見や、私の野次でもなく「ぶつぶつと独り言を言った」、「近頃の共産党市議団の不規則発言」とかまで懲罰の理由にしようとしていました。

こうした審議を経ても、私への懲罰動議が無修正で可決され、事実認定されない事柄への陳謝文まで決めてしまったことに、本市議会の民主主義の危機を感じざるを得ません。

理由が成り立たなくとも多数を頼んで懲罰を科す、これが議会の品位を汚すことになると思えないのか。少なくとも、賛成をする議員には、何が私に懲罰を科すべき理由なのか討論で明らかにしていただくことを希望します。

これが最後の弁明の機会です。この後の採決で、懲罰動議を多数で可決すれば、懲罰委員会で決定された陳謝文を私に読み上げさせることができます。しかし、今まで述べてきたように、「懲罰を受け謝罪をするべき内容は全くない」と考えている私の内心を変えることはできないことを、はっきりと申し述べて発言とします。

ふるくぼ和子議員の討論から(抜粋)

懲罰の理由として提出者が挙げた3点の理由については、いずれも全く根拠なくあてはまらないことは、委員会の審議を通して明白になりました。

すると菊地崇良提出者は、提出理由になかったことを持ち出して、理由を後付けしはじめました。例えば、質問がさえぎられたという事が確認できないとなると、「本人に後から聞くと傷ついて動揺したと言っていた」ということにすり替えました。

また「花木議員の冒頭からの野次が起因となつてあの喧噪状態を惹起させた」とか「花木議員が

その中核的な発言をしたという事で懲罰の対象」、「あのときもぶつぶつと独り言のようにいろんな話も聞こえてきた」「空気圧を感じた」などといい、花木議員以外の与野党すべての会派の議員の不規則発言もすべて花木議員のせいにするような答弁まで行いました。

…経過からも今回の懲罰は「かけられたらかけ返す」というものです。だから懲罰理由も何でもいというものになっていて、こういう動議を出すこと自体が議会の品位を汚していると言わざるを得ま

せん。

仙台市議会を大きく変質させることになる今回の懲罰動議を、自由民主党、公明党仙台市議団、市民ファースト仙台の会派から11名の議員で出されましたが、その一人一人の名まえが後世にまで残ることを認識し、今からでも取り下げるべきものです。

このような動議を可決するようなことになれば、それ自体が議会制民主主義を破壊する行為であり、仙台市議会の見識は問われ、歴史に大きな汚点を残すこととなります。